

山梨県公報

第千二百九十八号

平成十四年

六月二十四日

月 曜 日

目 次

農作物奨励品種の指定の一部改正……………三三三

平成十四年度における建設工事の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等……………三三三

河川区域の指定の一部改正……………三三七

告 示

山梨県告示第百七十号

山梨県農作物奨励品種の指定(昭和四十一年山梨県告示第二十九号)の一部を次のように改正する。

平成十四年六月二十四日

山梨県知事

天 野

建

三の表中

キヨサト

早 生

中間地帯及び高冷地帯に適する。

を

ヤ

ツボク

中 生

中間地帯及び高冷地帯に適する。

に

ヤツガネ
ヤツボク
ヤツナミ

を

ヤツナミ
ヤツカゼ
ヤツユタカ

に

P3732

極早生

高冷地帯に適する。

を

3699

早 生

県下一円に適する。

に

P

山梨県告示第百七十一号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。)(第百六十七条の五第一項の規定に基づき、平成十四年度に山梨県が契約を締結する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札(以下単に「一般競争入札」という。)に参加する者に必要な資格等について次のとおり定めた。

平成十四年六月二十四日

山梨県知事

天 野

建

一 一般競争入札に参加することができる者

一般競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、一般競争入札の参加資格に関する審査(以下「資格審査」という。)を受け、資格を有すると認められたものとする。

1 令第百六十七条の四第一項の規定に該当する者

2 令第百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないことができる者

3 建設業法(昭和二十四年法律第百号)(第三条第一項の規定による許可を受けていない者

4 資格審査の申請を行う日(以下「申請日」という。)(の直前に到来する事業年度

3352	中 生	県下一円に適する。	を	セシリア	早中	
生	県下一円に適する。	に	P3358	を	32K61	に

同 サムサシラズ 晩 生 県下一円に適する。

同 ライ小麦 同 サムサシラズ 晩 生 県下一円に適する。

同 ライ小麥 同 ライコッコ 早 生 中間地帯及び高冷地帯に適する。

に改める。

の終了の日において引き続き一年以上建設業を営んでいない者

5 申請日から一年七月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項についての審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者

二 資格審査の申請の方法

1 資格審査を受けようとする者は、一般競争入札参加資格申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

(一) 一の5の経営事項審査の結果通知書の写し

(二) 工事経歴書（第二号様式）

(三) 営業所一覧表（第三号様式）

(四) 建設業許可通知書の写し

(五) 商業登記簿謄本（法人の場合）

(六) 身分証明書（個人の場合）

(七) 納税証明書（申請日の直前の県税及び消費税に係るもの）

(八) 契約を締結する権限を委任している場合においては、委任状

2 申請書及び添付書類は、山梨県土木部土木総務課（郵便番号四〇〇 八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五 二二三 一六七三）にあらかじめ連絡の上持参すること。

三 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を認定した日から平成十五年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出

申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があつたとき又は営業を停止し、休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者又は代理人

3 所在地又は住所

4 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し

知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一の1から3までのいずれかに該当することとなったとき。

2 一の5の経営事項審査を継続して受けなかったとき。

3 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続
山梨県において一般競争入札が見込まれる年度に一般競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書を提出すること。

七 その他
この告示の施行の際現に建設工事に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十二号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成十五年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。

第1号様式

受付番号

平成14年度一般競争入札参加資格審査申請書（建設工事）

平成14年度において、山梨県が発注する建設工事に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特別を定める政令の規定が適用される調達契約に係る一般競争入札に参加する資格の審査を申請します。
 なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと、当該事項に変更を生じた場合には速やかに届け出ること及び地方自治法施行令第167条の4第2項に掲げる者に該当しない者であることを誓約します。

山梨県知事 殿 申請者 所在地又は住所 山梨県知事 殿 年月日

許可番号	般持年度	年月日

般持欄には、一般建設業の場合は「1」、特定建設業の場合は「2」を記入のこと。

本店・本社等を記入してください。（*欄については、記載しないこと（以下同じ。））

商号又は名称	
商号(フリガナ)	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代表者氏名	
代表者(フリガナ)	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	
技術職員数	人
営業年数	年
資本金	千円
外資状況	

1 外国籍会社 【国名: 】 (比率: 100%)

2 日本国籍会社 【国名: 】 (比率: %)

3 日本国籍会社 【国名: 】 (比率: %)

前記の本店・本社等以外が山梨県を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	

前記の本店・本社等以外が山梨県との契約締結等を担当する場合、その支店・営業所等を記入してください。（入札・契約・支払金の請求受領等の委任先）

支店・営業所名	
*市町村コード	
市町村名	
所在地	
代理人職名	
代理人氏名	
郵便番号	
電話番号	
FAX番号	

入札参加を申請する建設業の業種（許可業種欄には、一般建設業の場合は「1」を、特定建設業の場合は「2」を記入してください。申請業種欄には、申請する業種に「1」を記入すること。）

許可業種	土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	ほ	し	板	ガ	塗	防	内	機	絶	通	圍	井	具	水	消	清
申請業種																												

支払金融機関登録簿
 精算払及び部分払用口座

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別		預金種別欄には、普通預金の場合は「1」、当座預金の場合は「2」を記入すること。	
口座番号			
口座名義(カケ)			

前金払用口座（工事金の前金を受ける希望のある場合は、必ず記入してください。）

金融機関名		*金融機関コード	
支店名		*支店コード	
預金種別		1 前金払用口座は、普通預金の口座で、精算払及び部分払用口座と別の口座であること。	
口座番号			
口座名義(カケ)			

申請書取扱い責任者 所 氏 名 属
 電話番号

山梨県告示第二百七十二号

一級河川琴川に係る河川区域の指定（昭和五十四年三月三十一日山梨県告示第百二十二号の十八）の一部を次のように改正する。

平成十四年六月二十四日

山梨県知事 天 野 建

第一号図に係る区域を次のように変更する。

（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番